

改正

平成16年4月1日規則第5号

平成23年3月31日規則第4号

平成30年3月30日規則第14号

坂出市公共物管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、坂出市公共物管理条例（平成14年坂出市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、公共物使用許可申請（協議）書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 計画説明書，位置図，平面図および丈量図
- (2) 工作物を設置する場合にあつては，その構造を明らかにした図書
- (3) 公共物の形状を変更する場合にあつては，横断面図
- (4) 利害関係人の同意書
- (5) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図等
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 条例第4条第1項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者は、公共物使用許可申請（協議）書（様式第1号）に前項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(許可の期間)

第3条 条例第5条に規定する許可の期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第36条の規定による事業のための使用 10年以内
- (2) 前号以外の使用 5年以内

(更新の申請)

第4条 条例第4条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可の期間満了後引き続き当該許可に係る行為をしようとするときは、許可の期間満了日の1月前までに、公共物使用許可申請（協議）書（様式第1号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

い。

(許可書の交付)

第5条 市長は、第2条の申請に基づき公共物の使用を許可したときは、許可を受けた者に公共物使用許可(同意)書(様式第2号)を交付する。

(許可事項の表示)

第6条 許可を受けた者は、許可の期間中、当該許可に係る場所または工作物に許可を受けたことを表示する標札(様式第3号)を掲示しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(工事の着手等の届出)

第7条 許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手し、または中止した工事に再び着手しようとするときは、あらかじめ、公共物使用届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 工事の実施方法は、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 工事のため公共物に損害を及ぼし、または及ぼすおそれのあるときは、市長に届け出てその指示に従い、必要な措置を講ずること。

(2) 道路の掘さくは、作業上支障のない限り、当日中に埋めもどし得る範囲に留めること。

(3) 掘さく箇所には、深さ、地質等に応じて適当な土留工を施し、周囲の地盤のし緩防止のために必要な措置を講ずること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、交通上の支障および公衆に迷惑を与えないよう必要な措置を講ずること。

3 許可を受けた者は、当該許可に係る工事を中止し、工事が完了し、または当該許可に係る行為を廃止したときは、直ちに、公共物使用届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(原状回復)

第8条 許可を受けた者は、条例第13条第1項の規定により、公共物を原状に回復したときは、市長の検査を受けなければならない。

2 許可を受けた者が、原状回復の義務を怠ったときは、市においてこれを行い、それに要した費用はすべて許可を受けた者の負担とする。

(掘さくの復旧)

第9条 掘さく箇所は、埋めもどしをして、交通に支障のないようにしなければならない。

2 埋めもどしを完了した公共物および公共物の附属物の復旧工事は市長が施工する。ただし、市長は必要に応じて使用者に復旧させることができる。この場合、復旧に要する経費は使用者の負

担とし、市の検査を受けなければならない。

(復旧費の徴収)

第10条 復旧工事の費用は、坂出市道路占用規則（昭和43年坂出市規則第10号）第18条の規定により徴収する。

(氏名等の変更の届出)

第11条 許可を受けた者は、氏名もしくは名称または住所もしくは所在地に変更があったときは、遅滞なく、公共物使用届出書（様式第4号）にその事実を証する書面を添付して市長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第12条 条例第12条第2項の規定による届出をしようとする者は、公共物使用届出書（様式第4号）に地位の承継のあったことを証する書面を添付して市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、公共物の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成16年4月1日規則第5号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行し、第5条の規定による改正後の管理職手当表に関する規則別表選挙管理委員会事務局の項の規定は、平成22年10月1日から適用する。

付 則（平成30年3月30日規則第14号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条，第4条関係）

公共物使用許可申請協議書

新規	変更	継続	年 月 日
			第 号

許可	許可	受付	受付
年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号

<p>板出市長 殿</p> <p>住所 _____ 〒 () - _____ 氏名 _____ 工事施行業者 (担当者氏名) _____ 〒 () - _____</p> <p>板出市公共物管理条例の規定により許可を申請協議します。</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
---	--

目的			
場所	板出市	町	丁目 号 番地 地先
区分	農道・里道・水路・溜池 () ・堤塘・その他 ()		
使用物件	名称	規模	数量
			路面区分 掘削面積 m ²
使用期間	年 月 日から (日間)	工事期間	年 月 日から (内 日間)
使用物件の構造	工事実施の方法		
備考	公共物の復旧方法		

単価 円	数量	期間	使用料 円	種別	単価 円	面積 m ²	復旧費 円
	×	×	=	掘削		×	=
				影響部分			
(合計)					(合計)		

免除理由 その他	理由
-------------	----

特別許可条件

申請について、上記のとおり許可協議してよろしいか。	部長	課長	課長補佐	係長	係	公印

公共物使用料				公共物掘削復旧負担金			
款	使用料及び 手数料	項	使用料 目	款	分担金及び 負担金	項	負担金 目
			土木費 目				公共物掘削 復旧負担金

調定	番 号	調定	番 号
	金 額		金 額

収入年 月 日	年 月 日	収入年 月 日	年 月 日
---------	-------	---------	-------

位置，平面，断面，立面，丈量図等記入又は別添。

申請 協議について，左記のとおり許可 同意 してよろしいか協議いたします。		部 長	課 長	課長補佐	係 長	係
	課					
	課					

貴関係埋設管等について協議いたします。				
四 国 ガ ス 株 式 有 限 公 司	N T T	四 国 電 力 株 式 有 限 公 司	香 川 県 広 域 水 道 企 業 団 体	市 都 市 整 備 課
承 認 不承認 ㊦	承 認 不承認 ㊦	承 認 不承認 ㊦	承 認 不承認 ㊦	承 認 不承認 ㊦
条 件 理 由 等	条 件 理 由 等	条 件 理 由 等	条 件 理 由 等	条 件 理 由 等

公共物使用許可申請書

新	規	年 月 日
変	更	
継	続	第 号

許可	許可	受付	受付
年 月 日	第 号	年 月 日	第 号

年 月 日							
坂出市長 殿				住所 _____ 番 () _____ 氏 名 _____ 印 工事施行業者 _____ (担当者氏名) _____ 番 () _____			
坂出市公共物管理条例の規定により許可を申請します。							
目 的							
場 所	丁 目 号						
	坂出市	町	番地	地先			
区 分	農道・里道・水路・溜池 ()・堤塘・その他 ()						
使用物件	名 称	規 模	数 量	路面区分	掘削面積	㎡	
使用期間	年 月 日	年 月 日	から (日間)	工事期間	年 月 日	から (内 日間)	日 まで
使用物件の構造				工事実施の方法			
備 考				公共物の復旧方法			
年 月 日							
公共物（道路）使用について（協議） 坂出警察署長 殿				坂出市長 印			
このことについて、上記のとおり許可申請がありましたので回答願います。							
年 月 日							
公共物（道路）使用について（回答） 坂出市長 殿				坂出警察署長 印			
年 月 日付で協議のあった公共物（道路）占用について、回答する。 (回 答).....							

位置、平面、断面、立面、丈量図等記入又は別添。

様式第2号（第5条関係）

公共物使用許可書

新規	年月日
変更	
継続	第 号

許可	許可	受付	受付
年月日	第 号	年月日	第 号

年月日	住所 _____ 番 () - _____ 氏名 _____ 殿 工事施行業者 _____ (担当者氏名) _____ 番 () - _____
-----	---

目的			
場所	坂出市	町	丁目 号 番地 地先
区分	農道・里道・水路・溜池 () ・堤塘・その他 ()		
使用物件	名称	規模	数量
			路面区分
			掘削面積 m ²
使用期間	年 月 日から (日間)	工事期間	年 月 日から (内 日間)
使用物件の構造		工事実施の方法	
備考		公共物の復旧方法	

単価 円	数量	期間	使用料 円	種別	単価 円	面積 m ²	復旧費 円
	×	×	=	掘削 影響部分		×	=
		(合計)				(合計)	

免除理由	その他
------	-----

特別許可条件

- ※許可条件
- 1 工事に際しては、工事の時期方法等を検討し、保安設備を設け交通に支障のないよう措置すること。
 - 2 緊急自動車の通行、消防活動、消火栓使用等の支障にならないよう処置すること。
 - 3 工事の着手および完了については市建設課に届出て、市の指示および検査を受けること。
 - 4 使用の廃止、変更、継続等を行う場合は遅滞なく申請し、許可または同意を受けること。
 - 5 申請者および工事施行業者は、坂出市公共物管理条例施行規則その他別紙条件等を守ること。
 - 6 工事施行後6ヶ月は施行者において復旧に留意し、かつこれに努めること。
 - 7 工事、作業等で道路を使用する場合は、警察署長に道路使用許可申請書を提出し、許可を受けること。

年 月 日付で申請協議のあった公共物使用について上記の条件を付けて

許可
同意 します。

坂出市長

位置，平面，断面，立面，丈量図等記入又は別添。

貴関係埋設管等について協議いたします。				
四国ガス株式会社	N T T	四国電力株式会社	香川県広域 水道企業団	市都市整備課
承認 不承認 ㊦	承認 不承認 ㊦	承認 不承認 ㊦	承認 不承認 ㊦	承認 不承認 ㊦
条件理由等	条件理由等	条件理由等	条件理由等	条件理由等

様式第3号（第6条関係）

標

札

坂出市公共物管理条例による許可済	
住所 氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
場所	
目的	
許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号
使用又は工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
数量	

様式第4号（第7条，第11条，第12条関係）

公 共 物 使 用 届 出 書

（着手・再着手・完了・中止・廃止・承継・変更）

年 月 日

坂出市長 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

着手します
再着手します
完了します
次のとおり中止しましたので届け出ます。
廃止しました
承継しました
変更しました

場 所	
目 的	
数 量	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
許 可 年 月 日 及 び 場 所	年 月 日 第 号
変更前の住所及び氏名 （所在地，名称及び代表 者の氏名）	
着手，再着手，完了，中 止，廃止，承継又は変更 の年月日	
中止，廃止，承継又は変 更の理由	
備 考	

注 届け出しようとする事項を○で囲んでください。